

## 〔5〕 迦絺那衣を払げる（受ける）ことのできる期間

〔1〕 『パーリ律』の「迦絺那衣韃度」には記されていないが、「迦絺那衣を払げる期間」について検討しておく。これは「問題の所在」の（2）に指摘した「迦絺那衣を受ける権利」が後安居を過ごす者にもあるかという問題とも関連する。

「迦絺那衣を払げる期間」については今いうように『パーリ律』の「迦絺那衣韃度」にはふれられていないが、「付随」には、

迦絺那を払げる月 (kaṭhinassa atthāramāso jānitabbo) を知るべしとは、雨期の最後の月 (vassānassa pacchimo māso) と知るべきである (1)。

とされている。

「雨期」とは『パーリ律』波逸提の語釈 (2) にいうように、前3月 (purimaṃ temāsaṃ) と後3月 (pacchimaṃ temāsaṃ) がカバーする期間であって、中国の古代暦でいえば4月16日から8月15日までである。したがって迦絺那衣を払げる月は、中国暦でいえば7月16日から8月15日までの1ヵ月間がその期間ということになる。

その他の漢訳律も次のようにいう。

『十誦律』 (3) : 衣を得るに随う日というのは、もし月の1日に衣を得るならば即日を受ける。若しくは2日、若しくは3日、乃至8月15日も同じである。

『僧祇律』 (4) : 時とは7月16日より8月15日に至る。是れを時と名づく。

とする。このように『パーリ律』『十誦律』『僧祇律』は「迦絺那衣を払げる期間」を前雨安居の後の1月間で、7月16日から8月15日までとするわけである。しかし『四分律』 (5) は

春夏冬一切時中に迦絺那衣を受けるべからず。自恣竟って功德衣を受けざれば、1月功德衣を受けることを聴す。

とし、期日を明記しないから、この自恣には後安居の自恣も含まれるかもしれない。

また『根本有部律』 (6) は「8月15日にサンガに明日羯恥那衣を張ると告げて、8月16日に羯恥那衣を張る」とするが、先にも記したように『根本有部律』の暦は1月遅れであるから、8月16日は7月16日に相当する。これによれば『根本有部律』は羯恥那衣を張る日を前安居の自恣の翌日の8月16日の1日のみに限定していることになる。

迦絺那衣を払げることができる権利は、因縁譚において『パーリ律』が「雨安居を過ぎた比丘は迦絺那を払げる (vassaṃ vutthānaṃ bhikkhūnaṃ kaṭhinaṃ attharituṃ) ことを許す」 (7) とし、『四分律』が「安居おわったら、四事をなせ。自恣をなし、界を解き、界を結し、功德衣を受けるべきである」 (8) とし、『十誦律』が「今より安居し自恣おわって、一処に和合して迦絺那衣を受けることを許す」 (9) というように、雨安居を終えた者に与えられる。しかしもし迦絺那衣を払げる期間が7月16日から8月15までに限定されるとすると、後安居を過ごす者はこの期間はまだ雨安居中であるから、理屈の上から言って後安居を過ごす比丘には迦絺那衣を払げる権利はないことになる。

そこで『十誦律』は「問上第五誦中八法初迦絺那衣法第一」において、

問う、後安居人は迦絺那衣を受けるを得るや不や。答う、得ず (10)。

と明言しているし、同系統の『薩婆多毘尼摩得勒伽』にも、「五種人迦絺那衣を受くるも受

と名づけず。云何が五なりや。謂く、無臘人、破安居人、後安居人、余処安居人、擯人なり」<sup>(11)</sup>としている。また『根本薩婆多部律撰』にも、「何人か共に羯恥那衣を張るや。謂く、同一界なり。是れ善く苾芻同じく共に衣を受く。及び与欲者に十種人有り。合同して羯恥那衣を受けず。1に未有夏人、2に破夏人、3に後安居人、4に余処安居人、5に張衣之時不現前人、6に行遍住人、7に遍住竟人、8に行意喜人、9に意喜竟人、10に授学人なり」<sup>(12)</sup>とされ、『善見律毘婆沙』にも「問うて曰く、幾人が迦絺那衣を受くるを得るや。下至五人前安居人は迦絺那衣を受くるを得。破安居人・後安居人は得ず、異住処も得ず」<sup>(13)</sup>とされている。

また『十誦律』には

5比丘ありて作迦絺那衣人たるを得ず。何等をか5となす。1に無歳、2に破安居、3に後安居、4に擯、5に別住なり。是を名づけて5となす<sup>(14)</sup>。

ともされているが、これは作迦絺那衣人に選任される資格について述べられたものである。

このように『十誦律』や『根本有部律』系の『根本薩婆多部律撰』、あるいは『パーリ律』系の『善見律毘婆沙』は後安居人は迦絺那衣を払げることができないと明言し、また『僧祇律』は迦絺那衣を払げる期間を7月16日から8月15日までの1ヵ月間とするのであるから、状況証拠としては後安居人にはその資格はないことになる。“Upasak”や『スマナサーラ』はこのような律蔵の記述にしたがって、後安居者にはその権利はないというのであろう。しかし『四分律』は「自恣終わって功德衣を受けざれば、1月功德衣を受けることを得」とするのみであるので、これが前安居者のみを対象としているかどうかははっきりしない。

しかしながら『五分律』のみは、

迦絺那衣の受に30日有り、捨にも亦た30日有り。若し前安居ならば7月16日に受け、11月15日に至りて捨つ。若し7月17日乃至8月15日に受くれば、11月16日乃至12月14日に至りて捨つ。若し**後安居ならば8月16日に受け、12月15日に至りて捨つ**<sup>(15)</sup>。

とするから、後安居者にも迦絺那衣を払げる権利を認めていることになる。ただし8月16日の1日のみと考えているようである。『五分律』は迦絺那衣を受けることを許された因縁譚のところでも、舎衛城で「後安居」を過ごそうとやってきた波利邑の比丘たちが舎衛城にたどりつく前に雨期となって、やむなくサーケータで安居を過ごし、その後やってきて雨や泥で疲れ果てたので迦絺那衣を受けることを許されたとするから、制定の因縁からして後安居も視野の中に入っていたことになる<sup>(16)</sup>。『佐藤』が「前安居ならば7月14日に、後安居ならば8月の14日に布薩があり、15日は自恣で安居を閉じ、16日に迦絺那衣の式をする」として後安居者にも迦絺那衣の式をする権利を認める説を取るの、先に紹介したところである<sup>(17)</sup>。なお『五分律』はもし7月16日に受けた場合は11月15日に捨て、もし8月15日に受ければ12月14日に捨て、後安居者ならば8月16日に受けて12月15日に捨てるとするから、前安居の場合も後安居の場合も迦絺那衣の期間は4ヵ月とするわけであり、これも特異な伝承といわなければならない。

以上のように明白に後安居者にも迦絺那衣を払げる権利を認めるのは『五分律』のみであり、『パーリ律』『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』は後安居者にはその権利を認めていないということになる。『四分律』は不明である。

- (1) *Vinaya* vol.V p.176、南伝 05 p.299
- (2) *Vinaya* vol.IV p.297、南伝 02 p.480
- (3) 大正 23 p.206 下、国訳 06 p.197 以下
- (4) 大正 22 p.452 上、国訳 10 p.153
- (5) 大正 22 p.878 下、国訳 03 p.274
- (6) 大正 24 p.98 上、国訳 22 p.415~416
- (7) *Vinaya* vol. I p.253~、南伝 03 p.444~
- (8) 大正 22 p.877 下、国訳 03 p.271
- (9) 大正 23 p.206 下、国訳 06 p.196
- (10) 大正 23 p.402 上、国訳 07 p.331
- (11) 大正 23 p.606 中
- (12) 大正 24 p.552 下
- (13) 大正 24 p.795 下、佐藤密雄『原始仏教教団の研究』p.572 参照
- (14) 大正 23 p.407 上
- (15) 大正 22 p.153 下、国訳 14 p.191
- (16) 大正 22 p.153 上、国訳 14 p.189、大正 23 p.23 中 1 行目
- (17) 前掲書 p.566。また先にも紹介したが、「各律ともに迦絺那衣毘度には、前安居のもの  
のみに与えるとは言われてなく、『五分律』も『摩訶僧祇律』も『十誦律』も俱に 7 月 16  
日以後 8 月 15 日迄の間に得ることを記している」(p.572) とされているが、これは誤解  
であろう。

[2] このように律蔵の多くは後安居者には迦絺那衣を払げる権利を認めていないのであるが、後安居者は前安居者に比べて雨期の名残の影響を受けることは少ないとは言え、遊行中の洗濯や思わざる事故によって衣が破れることもあるから、予備(着替え)の衣を必要とするのは前安居者と同じであり、後安居を過ごしているというだけで、12月15日まで継続する便益さえも剥奪するということはきわめて不平等であるといわなければならない。また同じ住処に雨安居を過ごしながら、後安居者を差別するのは、釈尊がもっとも恐れた破僧につながる危険性もないとはいえない。それゆえに釈尊は別衆食などの分派行動を厳しく戒めたのである。

極めて合理的な考えを持ち、偏見や固定観念を排する仏教が、このような不合理を放置しているとは考えがたい。『五分律』が後安居者にも安居をおわった8月16日の1日のみではあるが、迦絺那衣を払げる機会を与えているのはこのような背景があるからであろう。

そこで少し視点を変えて、後安居とはどういうものであったのかを調査してみたい。

[2-1] まず律蔵における後雨安居に関する規定を見てみよう。『パーリ律』は

比丘らは世尊にいつ雨安居に入るべきかと質問した。世尊は「入雨安居に2あり、前と後である (*dve 'mā vassupanāyikā purimikā pacchimikā*)。前はアースール八月の満月の翌日に入り (*aparajjugatāya āsālhiyā purimikā upagantabbā*)、後安居はアースール八月の満月から1ヵ月後に入るべし (*māsaḡatāya āsālhiyā pacchimikā upagantabbā*)」と答えられた<sup>(1)</sup>。

『四分律』は

舎利弗・目連は世尊とともに安居することを欲して15日に出発して17日に到着した。

世尊は「後安居を許す」と説かれた。2種の安居あり、前安居と後安居である。前安居はまさに住すること前3月、後安居はまさに住すること後3月なるべし<sup>(2)</sup>。

『十誦律』は

今より2種の安居を許す。1は先安居、2は後安居なり<sup>(3)</sup>。

として、ただ前安居と後安居が許されていることを述べるだけであるが、『五分律』は

2種安居あり、前安居・後安居なり。もし事なければ前安居すべし。事あらんには後安居することを許す<sup>(4)</sup>。

として、原則として前安居を過ごすべきであり、事由がある場合にのみ後安居が許されるとしている。比丘尼についても『五分律』は「若し比丘尼の安居せずんば波逸提なり。安居には前・後の安居あり。若し縁事無くして後安居を待てば突吉羅なり」<sup>(5)</sup>としている。後安居者にも迦絺那衣を払げる権利を認める『五分律』が、むしろ後安居に入ることを牽制する姿勢があるのは不思議である。

また『十誦律』は

仏は一切時に前安居したまえり。唯だ毘羅然(ヴェーランジャー)国に後安居したまう。因縁をもつての故なり<sup>(6)</sup>。

とするから、これも原則としては前安居を過ごすべきことを間接的に述べているものと解釈してよいであろう。

(1) *Vinaya* vol. I p.137、南伝 03 p.246

(2) 大正 22 p.832 上、国訳 03 p.121

(3) 大正 23 p.246 上、国訳 06 p.316

(4) 大正 22 p.129 中、国訳 14 p.101

(5) 大正 22 p.089 上

(6) 大正 23 p.516 上

[2-2] 以上のように、安居には前安居と後安居の2種が許され、この両者に価値の高下はないのであるが、特別な事由のない限りは前安居を過ごすべきであると考えられていたといつてよいであろう。それでは後安居に入る場合はどのように入ったのであろうか。律蔵には、

後安居比丘が余処に至るにその比丘が房舎臥具を与えなかった。「まさに与えるべし」<sup>(1)</sup>。

後安居比丘に房舎臥具を与えるべきである。ただし後安居比丘の上座は前安居上座比丘から奪ってはならない<sup>(2)</sup>。

後安居の比丘が住するところに、戦乱のために多くの客比丘がやってきて、足洗い場、講堂、門屋などに衣鉢を置いて臥具が分けられるのを待っていた。もし空房があれば与える、なければ共住せよ。旧住比丘は客比丘のために衣物を求め、所得なく去らしめてはならない<sup>(3)</sup>。

といった記述が見いだされるから、後安居者は前安居者とは別の場所で独自に雨安居を過ごすのではなく、後安居者も前安居者が住している僧院に後から参加するという形をとり、混住して過ごしたということがわかる。また前安居者はそういう場合には後安居者に平等の配慮をしなければならないとされているわけである。このように前安居者と後安居者が混住す

るという前提に立てば、無制限に前安居でも後安居でも自由に選択できるということになると、上記のような混乱が生じることになるから、特別な事由のないかぎり前安居を過ごすことが建前となったのであろう。

とはいいいながら、やむを得ず後安居に入らなければならないような事由があつて、後安居に入った者は、前安居に入って雨安居を過ごす者とタイムラグがあるのであるから、例えば自恣をいつ行えばよいのかという問題が起こる。例えば『四分律』には、

**前安居の者が自恣しようとした。後安居の者も自恣を受けることを許す。ただし後安居の者は3月に足りないので歳を数えてはならない。前安居の者は後安居の者を追い出してはならない。後安居の者は去ってはならない。前安居の者が自恣終わって夏の所得物を分ける時、後安居の者もこれを受けてよい。余日は足して満たさしめるべきである。前安居の者が自恣終わって臥具を分かった。後安居の者も未来のために受けてよい** (4)。

自恣の時、異住処の前安居と後安居の人が雑住して、前安居に従うのか、後安居に従うのか分からなかった。「上座所在の処にしたがって自恣せよ。上座が前安居あるいは後安居ならば、旧住者にしたがって自恣せよ。旧住者も前安居あり後安居あらば、多き者にしたがって自恣せよ」と説かれた (5)。

とされている。前者では後安居者も前安居者といっしょに前安居の自恣を行い、安居者への布施も臥具も平等に受けてよいとし、後者は上座の住している住処にしたがって自恣せよ、もし上座に前安居者と後安居者がある場合は旧住者にしたがって自恣せよ、旧住者にも前安居と後安居があるのであれば数の多い方にしたがって自恣せよというのである。

また『僧祇律』には

安居竟るとは、前安居は4月16日から7月15日に至ることであり、後安居は5月16日から8月15日に至ることである。もし安居衆の中に1人の前安居者があれば、7月15日に至って衆をあげてこの1人に同じく自恣を受けるべきである。自恣訖って坐して8月15日に至り、もし一切が後安居ならば一切は8月15日に自恣すべし。これを安居竟ると名づく (6)。

と説かれている。前安居者と後安居者が混住しているならば、全員が7月15日に自恣を行い、後安居者はさらに8月15日に至ってもう一度自恣を行えというのである。

以上は網羅的に調査したものではなく、管見したもののみを紹介したのであるが、原則として前安居を過ごすことが勧められているとすれば、前安居者と後安居者が混住する場合は、前安居者のほうが後安居者よりも多数であったはずであるから、だいたいの傾向としては後安居者も7月15日に自恣を行い、安居の布施の分配も後安居者にも等分に与えられたとしてよいであろう。しかしその時点では後安居者は安居の3ヵ月を過ごしていないから、足りない日数の安居をそのまま続け、歳もそれが終わってから加算されるのである。

(1) 『五分律』卷19 大正22 p.129中、国訳律部14 p.101

(2) 『十誦律』大正23 p.246上、国訳06 p.316

(3) 『十誦律』大正23 p.246中、国訳06 p.317

(4) 大正22 p.832上、国訳03 p.121

(5) 大正22 p.837上、国訳03 p.138

(6) 大正 22 p.451 中

[3] 後安居者の自恣や雨安居者に対する布施の分配が上記のようになされていたとしたら、迦絺那衣に関してはどう考えるべきであろうか。

迦絺那衣を払げる期間は7月16日から8月15日までであって、後安居者はまだ雨安居を過ごしている途中であるから、したがって建前上は後安居者には迦絺那衣を払げる羯磨に参加する権利が得られないことは前述したとおりである。しかしながら後安居者も前安居者の自恣に参加し、雨安居者に対する布施も平等に受けることができたとするなら、サンガから迦絺那衣を払げる役割を担うただ1人の者として選任される権利は与えられなかったであろうが、それを随喜するサンガの一員としてなら参加できたかもしれない。

あるいは迦絺那衣の規定を弾力的に運用して、迦絺那衣を払げたことによって得られる、衣を作りやすくする5種の功德だけは後安居者にも与えられるということもあったのではなかろうか。例えば次節に紹介するように、『十誦律』が「サンガが如法に迦絺那衣を受ける日に1人の安居比丘が界を出て即日に戻り、すでに迦絺那衣を受けたと聴いて、歓喜随順したらこの人は善受と名づける」<sup>(1)</sup> とするよう、この羯磨に参加しなかった者も、雨安居をその住処において過ごしたという最低限の要件を満たしていれば善受と名づけるというのであるから、近い将来においてこの要件を満たす条件さえ整っていれば、善受と名づけるということもありえたのではないかと考えるのである。『四分律』が「春夏冬一切時に迦絺那衣を受けるべからず。自恣終わって功德衣を受けざれば、1月功德衣を受けることを得」として期日を明示しないのは、あるいは後安居も視野に入っていたからかもしれない。

しかしながら『根本有部律』は「財利を得て饒益なきものにも五種人がある。無夏、破夏、**後夏**、求寂、不現前人である」<sup>(2)</sup> とする。『根本有部律』は「五種饒益」として、「別衆食を得る、数々食を得る、俗家請ぜざるに行つて食を受けるを得る、意に随つて多くの衣を求めると得る、始め8月半ばより正月半時に至り、5ヵ月を経て得たところの財物はみなこれ迦絺那衣の利養である」<sup>(3)</sup> とするから、これによれば後安居人には戒律適用除外の功德も認めないという立場を取るのかもしれない。後夏を破夏と同等に扱っているのであつて、後安居を過ごす者にまことに厳しい態度といわなければならない。

(1) 大正 23 p.207 中～下、国訳 06 p.199

(2) 大正 24 p.98 中、下、国訳 22 p.414、p.417

(3) 大正 24 p.97 中、国訳 22 p.413